

※別紙

【居宅介護支援利用料及び利用者負担】

(1) 居宅介護支援については、法定代理受領サービスの場合、利用者の負担はありません。

(2) 下記介護報酬は、介護報酬単位に地域単価6級地(10.42)円を乗じて算出しています。また、介護職員等処遇改善加算(2.1%)を含めた報酬となっています。

(3) 利用者負担金はありませんが、介護保険料を滞納した場合は、介護報酬10割負担となるため、下記の利用料となります。お支払い後、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、指定居宅介護支援提供証明書を市区町村へ提出しますと、所定額の払い戻しを受けることができます。

(4) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合、公共交通機関の利用の場合は、その交通費(実費)の支払いが必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル25円で徴収します。

【基本料金】

居宅介護支援費	要介護1～2	1086単位/月	¥11,649 /月
	要介護3～5	1411単位/月	¥15,098 /月
	特定事業所加算(Ⅱ)	421単位/月	¥4,386 /月

合計金額	要介護1～2	¥15,702
	要介護3～5	¥19,089

【加算料金一覧】

初回加算	300単位/月	¥3,188 /月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位/月	¥2,657 /月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位/月	¥2,125 /月
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位/月	¥4,782 /月
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位/月	¥6,387 /月
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位/月	¥6,387 /月
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位/月	¥7,981 /月
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位/月	¥9,575 /月
通院時情報連携加算	50単位/月	¥531 /月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/月	¥2,125 /月
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月	¥4,251 /月

※介護支援事業所りんどう大磯では、(特定事業所加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算)の算定基準をみたくしています。

2026年6月1日